

## 南国市地域公共交通会議 規約

### (目的)

第1条 南国市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域住民の生活に必要な地域公共交通の確保・維持・改善に向けた協議を行うとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号他)で定義される「生活交通ネットワーク計画」(以下「ネットワーク計画」という。)を策定し計画の実施に係る連絡調整を行うために、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を南国市大塙甲2301に置く。

### (事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し業務を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) ネットワーク計画の策定及び変更に関する事項
- (4) ネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する業務
- (5) ネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

### (交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、市長及び次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 高知県産業振興推進部公共交通課長又はその指名する者
- (8) 高知県南国警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 学識経験者
- (11) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、交通会議の業務執行及び会計監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により交通会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告しなければならない。

4 前項の規定により代理の者を交通会議に出席させたときは、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。

5 交通会議の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 交通会議は、原則として公開する。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料を提出させ、又は交通会議に出席させ、助言等を求めることができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、南国市企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年5月31日から施行する。